平成２２年（フ）第２０６号
青森県八戸市下長３丁目14番５号　カドメゾンパークス201、前住所青森県八戸市大字河原木字小田上10番地37
破産者　井上　　武
1　決定年月日　平成22年12月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第４８号
群馬県館林市西高根町17番地の３、申立時の住所群馬県館林市当郷町1679―７
破産者　畑谷　行範
1　決定年月日　平成22年12月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第３０８号
群馬県高崎市上室田町4558番地７
破産者　高橋　直樹
1　決定年月日　平成22年12月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第５７３号
川崎市麻生区百合丘１丁目17番地　サンラフレ百合ヶ丘１―304
破産者　堀越　千絵
1　決定年月日　平成22年12月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第１３３５号
愛知県津島市中一色町市場160番地
破産者　杉山　秋男
1　決定年月日　平成22年12月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２６７７号
名古屋市名東区引山２丁目606番地　宝マンション名東引山601号
破産者　和田恵理子
1　決定年月日　平成22年12月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２７６８号
愛知県弥富市前ケ須町南本田348番地　弥富市街地住宅306、開始決定時の住所愛知県海部郡蟹江町舟入１丁目520番地
破産者　戸松　一雄
1　決定年月日　平成22年12月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２８０６号
愛知県東海市加木屋町御林49番地の３
破産者　本田　　誠
1　決定年月日　平成22年12月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５１８６号
大阪府茨木市新郡山２―20―202、前住所大阪市淀川区西三国１丁目２番32―302号
破産者　増田　幸穂
1　決定年月日　平成22年12月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５２４３号
大阪府枚方市南中振２丁目９番30号
破産者　松永　宏二
1　決定年月日　平成22年12月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５５７９号
大阪市生野区田島１丁目11番28号　グランドール大池102号、外国人登録原票上の住所大阪市生野区巽北２丁目17番22号
破産者　玄野金属製作所こと玄野清治こと　玄得民
1　決定年月日　平成22年12月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５８５７号
大阪府寝屋川市池田北町28番12号
破産者　宮﨑多希子
1　決定年月日　平成22年12月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５２９号
奈良県御所市三室470グリーンコート阪本105号室、住民票上の住所奈良県大和高田市蔵之宮町20番10号
破産者　新澤ゆかり
1　決定年月日　平成22年12月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第１６５号
奈良県御所市大字元町493番地の61
破産者　上之原創建こと　上之原康志
1　決定年月日　平成22年12月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２０年（フ）第１０７号
愛媛県今治市喜田村５丁目６番31号、旧住所愛媛県今治市東村１丁目６番８号
破産者　村上　忠雄
1　決定年月日　平成22年12月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所今治支部

平成２２年（フ）第５９０号
熊本市砂原町259番地１　レオパレスとしのかみ102
破産者　中村　臣吾
1　決定年月日　平成22年12月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第７９４号
熊本県菊池郡大津町大字高尾野41番地
破産者　古荘真梨子
1　決定年月日　平成22年12月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第８８号
北海道白老郡白老町字竹浦134番地11　カキザキハイツ103号
破産者　西田　惠一
1　決定年月日　平成22年12月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２１年（フ）第６２０号
奈良市丸山１丁目1079番地の190
破産者　森下二三雄
1　決定年月日　平成22年12月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所